

【参考】各主体に期待される取組例（案）

以下は、AI ガバナンスの観点から、各主体に期待される取組について、AI 事業者ガイドラインに示す「共通の指針」も踏まえ、参考取組例を紹介するもの。

ただし、これらは、あくまで各主体が取り組む事項を検討する際の材料を提供するものであり、各主体は、それぞれが置かれた状況等に応じ、適切に判断し、実践することが望まれる。また、各主体は、常に変化する環境とゴールを踏まえ、最適な解決策を適用し、適切に AI ガバナンスが機能しているか、それぞれの果たすべき役割や取組内容について、評価・見直しを続けることが期待される。

AI 技術の進歩と知的財産権の適切な保護の両立を図るエコシステムの実現を図るためには、AI 事業者ガイドラインの直接の名宛人である AI 開発者、AI 提供者、AI 利用者（業務利用者）に加え、権利者（クリエイターほか、学習データの正当な権利者）、及び業務外利用者（一般利用者）のいずれもが、安心して AI を利用できる社会を実現する必要がある。

その際には、法的ルールについての正しい理解を踏まえ、その回避のために必要な技術的措置や、契約による対価還元策を組み合わせながら、各主体が適切に対応していくことが求められる。そこで、以下では、AI 事業者ガイドラインにおける項目を参照しつつ、各主体別に、それぞれに期待される主な取組事項例を記載するものである。

なお、主体別に記載しているが、同一主体であっても、AI に対する関わり方により、複数のカテゴリー（例えば、「AI 開発者」兼「AI 提供者」等）が該当し得ることに留意されたい。

【AI 開発者¹】

○データ前処理・学習時

・適切なデータの学習

- ◇ ライセンス市場等を活用した学習データの適正な収集
- ◇ クローラ収集を制限する技術的措置（「robots.txt」等）の尊重
- ◇ 他者が設定した ID・パスワード等によるアクセス制限の遵守
- ◇ 学習データの著作物の創作的表現を直接感得できる生成物を出力することが目的であると評価される場合は、許諾が必要な場合があり得るという著作権法のルールを理解

○AI 開発時

・知的財産権のリスク回避のための技術の採用

- ◇ 学習データそのものの出力を抑制するガードレール技術の要求
- ◇ 開発時の態様（例えば、著作権侵害について、侵害物が高頻度で生成される場合や、既存の著作物の類似物を生成する蓋然性の高さを認識しているにもかかわらず、当該類似物の生成を抑止する技術的な手段を施していない場合等）次第では、直接の権利侵害主体又は幫助者として責任を負う場合があるという法的ルールの理解

・トレーサビリティの向上

- ◇ 来歴メカニズムの構築等も含め、データの出所等につき、技術的に可能かつ合理的な範囲で追跡・遡求が可能な状態を確保

○AI 開発後

・関連するステークホルダーへの情報提供

- ◇ 自らの開発する AI システムについて、プライバシーや営業秘密に配慮しつつ、採用する技術の特性や用途に照らし合理的な範囲で、情報を提供（AI 提供者を通じて行う場合を含む）
（例）AI システムの技術的特性、安全性確保の仕組み、利用の結果生じる可能性のある予見可能なリスク及びその緩和策等の安全性に関する情報／AI モデルで学習するデータの収集ポリシーやその学習方法

・AI モデルのアルゴリズム等に含まれる知的財産権侵害リスク回避への配慮

- ◇ AI 利用者が入力するプロンプトに対する留意（既存の著作物の固有名詞等の入力制限の必要性等）につき、AI 提供者に対し、AI 利用者との利用規約等の締結必要性を喚起

・社会全体への AI に関する情報提供

¹ AI 開発者とは、AI システムを開発する事業者（AI を研究開発する事業者を含む）を指す。AI モデル・アルゴリズムの開発、データ収集（購入を含む）、前処理、AI モデル学習、検証を通して AI モデルおよび AI モデルのシステム基盤や入出力等を含む AI システムを構築する役割を担う者をいう（総務省・経済産業省「AI 事業者ガイドライン」参照）。

【AI 提供者²】

○AI システム実装時

- ・ 知的財産権の侵害リスク回避のための技術の採用
 - ◇ 学習データそのものの出力を抑制するガードレール技術の検討
 - ◇ システム実装時の態様次第では、直接の権利侵害主体又は幫助者として責任を負う可能性があるという法的ルールの理解
- ・ 適正利用に資する提供
 - ◇ AI 活用による知的財産権侵害による被害の性質・態様等に応じ、関連するステークホルダーと協力して予防措置及び事後対応（情報共有、停止・復旧、原因解明、再発防止措置等）に取り組む

○AI システム・サービス提供後

- ・ 関連するステークホルダーへの情報提供
 - ◇ 提供する AI システム・サービスについて、例えば以下の事項を平易かつアクセスしやすい形で、適時かつ適切に情報を提供
（例）AI を利用しているという事実や適切／不適切な使用方法等／提供する AI システム・サービスの技術的特性、利用の結果生じる可能性のある予見可能なリスク及びその緩和策等の安全性に関する情報／AI モデルで学習するデータの収集ポリシーやその学習方法
 - ◇ 入出力等のログの記録・保存等による確認と不適切入力の抑制に向けた利用者への注意喚起
- ・ サービス規約等の文書化
 - ◇ 知的財産権の配慮も盛り込んだ、AI 利用者、業務外利用者に向けたサービス規約を作成
- ・ 社会全体への AI に関する情報提供

² AI 提供者とは、AI システムをアプリケーションや製品もしくは既存のシステムやビジネスプロセス等に組み込んだサービスとして AI 利用者（AI Business User）、場合によっては業務外利用者に提供する事業者を指す。AI システム検証、AI システムの他システムとの連携の実装、AI システム・サービスの提供、正常稼働のための AI システムにおける AI 利用者（AI Business User）側の運用サポートや AI サービスの運用自体を担う者をいう（総務省・経済産業省「AI 事業者ガイドライン」参照）。

【AI 利用者（業務利用者）³】

○AI システム・サービス利用時

- ・ 安全性を考慮した適正利用
 - ◇ 利用規約等を確認し、利用しようとする生成 AI について、フィルタリングに取り組んでいるか等、知的財産権に配慮しているかを確認した上で利用するか否かを決定
 - ◇ AI を利用するに当たり、AI 提供者からの情報提供（AI 開発者の情報を含む）を踏まえ、AI 活用による知的財産権侵害による被害の性質・態様等に応じ、関連するステークホルダーと協力して予防措置及び事後対応（情報共有、停止・復旧、原因解明、再発防止措置等）に取り組む
 - ◇ AI システムに営業秘密を不適切に入力することがないように注意を払う
- ・ 入力データ、プロンプト等に含まれるバイアスへの配慮
 - ◇ 公平性が担保されたデータの入力を行い、プロンプトに含まれるバイアスに留意して、生成 AI に関する知的財産法の正しい理解のもと、責任をもって AI 出力結果の事業利用判断を行う
- ・ 関連するステークホルダーへの説明
 - ◇ AI 利用者は、業務外利用者が AI の活用について適切に認識できるように、AI に関する利用方針（例：AI を利用している旨（具体的な機能・技術を特定できるのであれば、その名称と内容等））を作成・公表
- ・ 社会全体への AI に関する情報提供

³ AI 利用者（業務利用者）とは、事業活動において、AI システム又は AI サービスを利用する事業者を指す。AI サービス提供者が意図している適正な利用を行い、環境変化等の情報を AI サービス提供者と共有し正常稼働を継続することや、必要に応じて提供された AI システムを運用する役割を担う。また、AI の活用において業務外利用者には何らかの影響が考えられる場合は、当該者に対する AI による意図しない不利益の回避、AI による便益最大化の実現に努める役割を担う（総務省・経済産業省「AI 事業者ガイドライン」参照）。

【権利者】

○AI 学習用データ提供の場面

- ・ 情報解析用にデータを整え、AI 開発者等とデータセット提供に関する契約を締結
- ・ 追加的な学習（ファインチューニング）のための学習データを提供
- ・ 当該データについて、提供先以外によるデータ取得を回避するための技術的措置の採用
 - ◇ 一般公開する場合には、利用規約に AI 学習の用に供することができないことを明示的に記載しているプラットフォームへの掲載を検討
 - ◇ 自ら又は掲載するプラットフォームを通じて「robots.txt」の記載による収集制限や ID・パスワード等によるアクセス制限

○他者による AI 学習をされたくないデータの管理等

- ・ 自動収集プログラム（クローラ）による収集を拒絶する技術的措置を主体的に活用
 - ◇ 一般公開する場合には、利用規約に AI 学習の用に供することができないことを明示的に記載しているプラットフォームへの掲載を検討
 - ◇ 自ら又は掲載するプラットフォームを通じて「robots.txt」の記載による収集制限や ID・パスワード等によるアクセス制限
- ・ 画像に特殊な処理を施すことで学習を妨げる技術を利用
- ・ 自らが権利を有するデータを基に学習した生成 AI を自ら開発・利用

○法的ルール等に対するリテラシーの向上

- ・ AI 開発者や AI 提供者が、他者の知的財産を AI 学習に利用する場合の法的ルールについての理解
- ・ AI 生成物が自らの作品と同一又は類似である場合の法的ルール及び具体的な権利主張手続等に対する理解

【業務外利用者（一般利用者）】

○AI システム・サービス利用時

- ・ 安全性を考慮した適正利用
 - ◇ 利用規約等を確認し、利用しようとする生成 AI について、フィルタリングに取り組んでいるか等、知的財産権に配慮しているかを確認した上で利用するか否かを決定
- ・ 入力データ、プロンプト等に含まれるバイアスへの配慮
 - ◇ 生成 AI の仕組みや、学習データ等の偏りが出力結果に影響する可能性があることへの理解
 - ◇ 生成物の個人的・家庭内での使用